

転入、転出の手続きについて

春は異動の時期です。
おもな手続きについて必要事項をお知らせします。

転入・転出

■転出される方

転出の届出をします。転出証明書を発行しますので、転出の手続きをしたあと14日以内に転入先で転入の届出をしてください。転出証明書がなければ転入ができません。

■転入された方

引越してから14日以内に転入の手続きをしてください。前住所地の役場で発行した転出証明書が必要です。

■転居される方

引越してから14日以内に転居の届出をしてください。

■本人確認について

転入、転出や転居などの届出には印鑑と本人確認のできる写真付きの身分証明書が必要です。なお、写真付きの身分証明証が無い場合は2種類の身分証明証が必要です。

- ・健康保険証
- ・公的年金手帳
- ・公的年金証書など

戸籍・住民票

■戸籍の届出および証明書の取得

平成20年5月1日より婚姻や離婚など戸籍の届出には、他人による「なりすまし」を防ぐため、本人確認が必要となっております。本人確認ができなかった場合には、ご本人に対し届出が受理されたことを通知します。

また、戸籍の証明書を取得する際にも本人確認が必要となっております。直系親族の戸籍以外の他人の戸籍を取得する際は、本人確認に加え、委任状が必要になります。なお、本人確認ができない場合は、交付をお断りすることがあります。

■住民票の届出および証明書の取得

住民異動届や証明書の取得についても、本人確認が必要です。

原則 (以下の中から1点を提示)	左記のものが提示できない場合 (以下の中から2点を提示)
・運転免許証・住民基本台帳カード(写真付) ・パスポート・身体障がい者手帳 など	・健康保険証・介護保険証・公的年金手帳又は証書 ・住民基本台帳カード(写真無) ・法人発行の身分証明書(写真付)・学生証(写真付) など

※代理人が窓口へ来られる際は、上記のほかに請求者本人からの委任状が必要になります。

なお、住民票の手続きなど(異動・住民票交付)で世帯が違う方の場合も本人からの委任状が必要になります。

印鑑登録

印鑑登録をする際は、下記にご注意ください。また、転入された方の前住所地での印鑑登録は、転出の届出により廃止されるため、新たに登録が必要になります。

○本人が窓口に来られる場合

登録する印鑑と本人確認のできる写真付きの身分証明書が必要です。写真付きの身分証明書が無い方でも、市内で印鑑登録をしている方に保証人になってもらえる場合は受付当日に登録ができます。写真付きの身分証明書が無く、保証人もいない場合は、窓口で仮受付します。後日、本人確認のための照会書が郵送されますので、必要事項を記入し、身分証明書とともに窓口へ持参して下さい。

○本人が窓口に来られない場合

代理人による登録申請ができます。ただし、仮受付となるため、即日交付はできません。

問 申 市・市民課 ☎ 42-1805